

(別紙1)

申請者(本人)について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
		在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)
			永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者
			期在限留
永住日本に意思する	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		
在学・履歴情報(通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について) ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。			
学校名(出身学校名)			
卒業年月		年 月	
あなたは、本学の1年次に入学しましたか。(編入学又は転学により本校の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。現在、専攻科に在学している場合は、「いいえ」を選んでください。)			
はい ・ いいえ			
(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校へ入学した年月(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月)			
(西暦) 年 月			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校に在籍していた最終年月(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月)			
(西暦) 年 月			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ありますか。(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、別の学校にも在学していたことがあれば、「はい」を選んでください。)			
はい ・ いいえ			
(※)「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。			
施設等在籍状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。		
	はい ・ いいえ		
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)		
児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育			
日本学生支援機構奨学金の利用有無について ※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。			
奨学生番号			

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者1	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)			
		〒	—		
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	〇〇年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
	〇〇年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ

生計維持者2	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)			
		〒	—		
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	〇〇年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
	〇〇年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
---	----------

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者 (あなた)	生計維持者 1	生計維持者 2

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。